

国第二十八回
参議院社会労働委員会会議録第二十号

(三三四)

昭和三十三年四月八日(火曜日)午前十時五十四分開会

出席者は左の通り。

委員長

阿具根 登君

理事

勝俣 稔君

木島 虎藏君

山下 義信君

中山 福藏君

委員

斎藤 升君

谷口 弥三郎君

寺本 廣作君

西岡 ハル君

横山 フク君

片岡 文重君

太下 友敬君

松澤 靖介君

山本 經勝君

八田 貞義君

福田 昌子君

福田 吉盛君

坂本 鎌三君

厚生大臣

米田 吉盛君

山口 正義君

高田 浩運君

政府委員

厚生政務次官

厚生省公衆衛生局長

厚生省兒童局長

事務局側

常任委員会専門員

參事(第一部長)

衆議院法制局側

第七部

社会労働委員会会議録第二十号

昭和三十三年四月八日

【参議院】

- 予防接種法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
 - 衛生検査技師法案(衆議院提出)
 - 母子福祉資金の貸付等に関する法律
(内閣提出、衆議院送付)
 - 参考人の出席要求に関する件
(内閣提出、衆議院送付)
- 委員長(阿具根登君)　ただいまから委員会を開きます。
- 予防接種法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑を願います。
- 中山福藏君　私は、予防接種法の一部を改正する法律案を改正する法律案といたしまして、基礎的な問題を一、二点当局にお伺いしておきたいと思うのです。さきの委員会で、私は予防接種法の一部を改正する法律案の参考資料としての資料の御提供を求めたところ、きょう出て参りました。それで、今日までの予防接種に關する成績がきわめて悪かつたということが、この四つの例がここにあげられておるのであります、多くの場合に因するものであるが、中には予防接種液に原因があり、あるいは予防接種時の消毒の不十分であったためと思われる。この場合には、検定及び接種技術の向上と不斷の注意により、ほとんどの種の事故は見られない。こういうことがこの参考資料の説明書につい

てあるわけですが、そこでお尋ねしたいのは、この四つの場合の状況を見てみますというと、こういうことになりますのじゃないかと思うのです。結論として、第一は、施術者の適格審査といふものがほとんど行われてない。たとえば、リハビリテーションがはれたとか何とか書いてあって、結構性の体質であつたとかなんとかいうことが、行われていないようだ。第二は、被接種者の体質検査というものが行われていない。たとえば、リハビリテーションがはれたとか何とか書いてあって、結構性の体質であつたとかなんとかいうことについて、事前に審査といふものがきわめて不徹底であると、こう思われる。これを不可抗力といふことで片づけておられる、この点は、どちらにせよ思われる。それから第三には、予防接種の製造の過程におけるところの監督がどういうふうに行われているか。これについても、片づけておられる、この点は、どちらにせよ思われる。これは私は、父兄がへたばつたということをこれで端的に現れておりまして、それで、今日までの予防接種に關する成績がきわめて悪かつたといふことは、この四つの例がここにあげられておるのであります、多くの場合に因するものであるが、中には予防接種液に原因があり、あるいは予防接種時の消毒の不十分であったためと思われる。この場合には、検定及び接種技術の向上と不斷の注意により、ほとんどの種の事故は見られない。こういうことがこの参考資料の説明書につい

ておられるのか、その点を明確にしていただきたい。

第五には、製薬者に対して、万一その薬品といふものが非常に不良な場合に起るが、しかし最近は、検定及び接種技術の向上と不斷の注意により、ほとんどの種の事故は見られない。こういうことがこの参考資料の説明書につい

ておられるのか、その点を明確にしていただきたい。

○政府委員(山口正義君)　予防接種に於ける成績があつただらうということをこの説明書にうたわれているが、どういうふうなことを消毒の場合に注意しておられるのか、その点を明確にしていただきたい。

第一の予防接種に当る医師の適格性と申しますが、その点についてでございませんが、全般的に申し上げまして、いまおいては、厳密主義をとつておられるのがあります。あるいは、一時製薬を停止されるよ

うな措置をとつておられるのか。その辺を一つ明確にしていただきたい。第六には、死亡者が相当あります。これはどこでしたか、六十八名ほど死んでいます。手落ちのために。これは、京都府の昭和二十三年十一月の場合であります。いわゆる通常の副作用と認定された者が六百六名のうち三百二十九名、うち死亡者が六十八名、こうなっている。これは大へんな迷惑な話で、こういう大量の死亡者が出るといふことは、いかにもどうも、当局の手邊を一つ明確にしておられるのか。その辺を一つ明確にしていただきたい。それは、その補助者はどういう心がまえで、あるいははどういう注意をもつて接種に当らなければならないかというこ

とにつきまして、一つ一つの予防接種につきまして、それぞれ少しずつ趣きを異にする場合がございますので、予防接種心得というものを大臣の告示で出してしまして、それに基いて予防接種を行なつておられるわけでございます。この事故の例としてあげられましたもの中に、その担当の医師が結構性の疾患であつたというようなことにつきまして、これは、その後いろいろ調査いたしました結果、はつきりそれと断定することはできないのですが、こういう事故が、たゞたといふことをこれで端的に現れておりまして、それで、両方ともその交渉にくわへれる。こうしたことについて、どうやらけつこうですが、御答弁をわざわざしておられるのか、その点を明確にしていただきたい。

○政府委員(山口正義君)　予防接種に於ける成績があつただらうということをこの説明書にうたわれているが、どういうふうなことを消毒の場合に注意しておられたのか、その点を明確にしていただきたい。

第一の予防接種に當る医師の適格性と申しますが、その点についてでございませんが、全般的に申し上げまして、いまおいては、厳密主義をとつておられるのがあります。あるいは、一時製薬を停止される

行うように、心臓疾患あるいはじん臓疾患といふような疾患を持つておるものに對しては、接種を猶予して、延期するようにならぬ措置を講じておるのでございます。接種によりましてときに事故を起しましたものをよく調べてみますと、事前に健康診断した際に、なかなかそういう特殊な疾患を見つけにくい。それで、特殊な例で、解剖なんかをいたしました際に、解剖の結果、その人が胸腺リンパ性体質の持主であったということがわかつた。といふようなことがござります。私たちも予防接種をいたします際には、事前にできるだけ健診を注意深くやるよう指導いたしておりますが、この胸腺リンパ性体質というものがなかなか発見のしにくいものでございますので、そういう不幸な例があつたのでござりますが、できるだけリンパ性体質の人に注射をいたしますと事故が起りやすいといふことは、これは、その衝突に当る医師に十分注意いたしておりますし、医師も、リンパ性体質の人については、特に気をつけなければならぬということを承知いたしておりますので、この胸腺リンパ性体質のものの認定といふことは、なかなか医学的に申しまして、むずかしいことではございませんが、特に注意を払うよう指導いたしておるわけござります。

それから、製造につきましては、こ

れは現在薬事法に基きまして、こうい

う細菌製剤の製造の際の監視、さら

に上りました製品に対する国家検定

ということをいたしておるわけでござ

ります。府県庁に駐在いたしております

薬事監視員が製造の際に立会うとい

うようなことをして、この監視をする

ような制度を設けておるわけでござります。後ほど申し上げます、先ほど御指摘のございました京都の事件につきましては、その薬事監視のやり方といふようなことについて、いろいろ疑義を持たれたというような点があるのでございまして、そういうことから考えて、特に薬事監視員というものの監視の仕方ということについて、手落ちのないようにしているわけでござります。

それから、消毒につきましては、先ほど申し上げましたように、予防接種の心得に記載してございまして、接種いたします場所の、皮膚の消毒、あるいは接種用います注射器、注射針の消毒というようなことについての規定をいたしておるわけでございますが、終戦直後二、三年の間、非常にいろいろな混乱がまだ治まりきらないというような状態がございましたときに、一々注射器をかえてやらなければならないということを承知いたしておりますので、この胸腺リンパ性体質のもののかつたり、また一本々々針の消毒をやるという際に、その針の消毒、アルコール綿等によっての消毒を十分にしなかつたといふようなことで、その局所に化膿を起したといふようなこともあつたのでございまして、そういうところからかんがみまして、注射器あるいは注射針の消毒には特に気をつけようといふことを指導いたしておりますので、最近においては、そういう事故は起らないようになつておるわけござります。

それから、製造につきましては、こ

れは現在薬事法に基きまして、こうい

う細菌製剤の製造の際の監視、さら

に上りました製品に対する国家検定

ということをいたしておるわけでござ

ります。府県庁に駐在いたしてお

りますが、特に注意を払うよう指

定いたしておるわけござります。

それから、製造の際に、京都の事件

のように、接種液そのものの製造に手

落ちがあつて事故を起したといったも

のにつきましては、これは、刑事事件と

して取扱いをしております。製薬業者に対しては、刑事上の罰則が加えられるわけござります。もちろん行政上の措置もとっているわけでござりますが、刑事上有るいは行政上、兩方ともそういう不注意によつて事故を起したものに對しましては、しかるべき処罰を課しているわけでござります。

それから京都の事件が、先ほど御指摘になりましたように、予防接種に伴います最も大きな事故でござります。

これはまことに遺憾なことでございま

したが、ジフテリアの予防接種液を作

ります際には、ジフテリア菌から製造

されました毒素をホルマリンで中和し

て、そらして無毒にして、それと接種液

として使ふのでござますが、その製

造の過程に、幾つかありますびんを分け

てやりました際に、その一つの大さなび

んに、製造者の方でホルマリンを入れ

るのを落した。これはちょっと考えら

れる事故でございましたけれども、

いろいろ調査いたしました結果、それ

が判明したのでございますが、そろい

たわざでございます。以上、お尋ねが

ございました点につきまして、簡単で

ございますが、お答え申し上げた次第

であります。

○中山福蔵君 第一の問題ですが、こ

の参考資料は、頗るなる場合における

四つの例を当局としてお出しになつた

と思います。この四つのうち二つま

で、施術者が肺結核であつたというこ

とが出ておりますので、だから、この

施術者の適格審査というものを厳重に

やつていただきなければ、結核の場合

は、マスクを當てて医者が施術する

いうような簡単なことでは、私はどん

なものかと思うのですね。もちろん今

日、日本の医術といふものは、世界に

遜色のない優秀なものであるといふこ

とを聞いておりますから、お医者さん

方を私は相当信頼しているのですけれ

ども、がんぜない子供に対しても多量な

接種を施すという場合における

ところの施術者は、もう少し、全然そ

それから、御指摘のございました、いろいろな事故に対する慰謝といふよなことが非常に長くかかつたではないかといふようなお話をござりますが、これはもちろん、そういう事故によって病氣にかられた人に対します治療といふことについては、たゞいたしておつたのでございませんが、宮城県における百日ぜきの予防接種後の結核性疾患の発生といふようなことにつきまして、当時非常にストップになりましたように、予防接種に伴う最大の大きな事故でござります。

それから、京都の事件が、先ほど御指摘になりましたように、予防接種に伴

うであります最も大きな事故でござりますが、政府当局としても、できるだけの手を尽しておつたのでござりますが、それが特別に駐留軍からの手配によつてはつ

ぱ、宮城県における百日ぜきの予防接種後

ことにつきまして、当時非常にストップになりましたように、予防接種に伴う最大の大きな事故でございましたが、その製造過程に幾つかありますびんを分け

てやりました際に、その一つの大さなびんに、製造者の方でホルマリンを入れるのを落した。これはちょっとと考えら

れるのでござります。以上、お尋ねがございました点につきまして、簡単で

あります。あるいは説明が不十分だったかと思

います。この四つのうち二つまで長くかかつたわけでござります。以上、お尋ねがございました点につきまして、簡単で

あります。あるいは説明が不十分だったかと思

います。この四つのうち二つまで長くかかつたわけでござります。以上、お尋ねが

ございました点につきまして、簡単で

あります。あるいは説明が不十分だったかと思

います。この四つのうち二つまで長くかかつたわけでござります。以上、お尋ねが

ございました点につきまして、簡単で

あります。あるいは説明が不十分だったかと思

なるほど、私の方自身が特に何か考えておるつもりはありません。当然の貢献は、いかなる場合でも尽きなきやならない。だから、その点について、私は終始一貫同じであると思つておるのあります。ただ方法論で、結果がいろいろとうまくいくような結果を持つたいという念願にすぎないのであります。今お前、どういうふうな方法を考えておるかとおっしゃいますが、これはもう実際のところ、最近の情勢から、私は非常に反応心は十分あるのじゃなかろかというふうに考えておるのであります。それらの点をにらみ合せつつ、うまく事を運んでいくのが私の責任であらう、こういふうに考へておりますので、そんなに、この点はいいとか悪いとか、そういう形式的なものじやないのじやなかろうか、こういふうに考えております。

○木下友輔君 世よ伝えられるよう

に考へます。この点について、私はどうも、自分たちはそろ大ことは思つてないのだといふ、非常に大きなかまえといふものをいつまでも堅持しないで、一つ柔軟な気持ちになって、事の解決に向つて進むように御努力のことを希望をして、私の質問を終ります。

○中山福藏君 お尋ねいたしますが、

このリンパ腺体質は、これを発見するのに非常に困難であるというお話をございまして、不可抗力だという考え方、死んだ者は死に損んだと、こういふことになるのですね。そこでお尋ね

したいのは、この日本の学校の児童、まあ少くとも中学、小学校だけでもいいですが、リンパ腺体質といふのは、統計上どういうふうになつておりますか。それはお調べになつております。

か。それはお調べになつておりますが、厚生省では、比率はどうなつておられますか。それを研究しておおきにない人があななければならないといふことになりますか。

○木下友輔君 世よ伝えられるようなら、それはお調べになつておりますが、厚生省では、比率はどうなつておられますか。

統計上どういうふうになつておりますか。それはお調べになつておりますが、厚生省では、比率はどうなつておられますか。

○中山福藏君 お尋ねいたしましたが、このリンパ腺体質の者、それが不能な場合もあり得るでしょう。しかし、普通の心臓疾患、じん臓疾患に比較して、比較的むずかしいものであるといふことは申上げたのでござりますが、たゞ心臓リニアの予防接種心得の中には、「脚気、心臓または腎臓の疾患で相当の疾病的ある者及び胸腺淋巴体質の無いのある者に対する予防接種を行なつてはならない」というふうに規定してござりますが、これは、医学的に非常に専門的な問題になるかと存じますが、胸腺リンバ体質の発見の方法としましては、リンバ腺がはれておる、あるいは非常に虚弱な体質を持つておる、過去において何か注射でも受けたときに、非常にショックでもあつた。そういうふうないいろな既往症とか、それからその子供の体質、体格等を調べて、胸腺リンバ体質の疑いを持つて、ただ一般的の疾患に比べて非常に診断が、発見がむずかしいといつておきますが、それでちょっとしたつりたいとしておきますので、今後につきまして、お話しして参りたいと考えております。

○木下友輔君 世よ伝えられるようなら、それはお調べになつておりますが、厚生省では、比率はどうなつておられますか。

○中山福藏君 お尋ねいたしましたが、この例にございます、京都のジフテリア事件が、私の承知いたしておられる、京都の事件では、一番著なるものですが、この事件にござります。ついで反対を起したわけであります。この点は、われわれとしては、将来的な指針となるつもりはあります。

○木下友輔君 お尋ねいたしましたが、この例にございます、京都の事件では、この事件にござります。ついで反対を起したわけであります。この点は、われわれとしては、将来的な指針となるつもりはあります。

○木下友輔君 世よ伝えられるようなら、それはお調べになつておりますが、厚生省では、比率はどうなつておられますか。

○中山福藏君 お尋ねいたしましたが、この例にござります。ついで反対を起したわけであります。この点は、われわれとしては、将来的な指针となるつもりはあります。ただし、お尋ねいたしておるだけです。

れば、案外大へんなことに進展する私たちは思ひます。そういうことがはらまれておると私は思うのです。それがもろ実際のところ、最近の情勢から、私は非常に反応心は十分あるのじゃなかろかといふふうに考へます。今お前、どういうふうな方法を考へておるかとおっしゃいますが、これはもう実際のところ、最近の情勢から、私は非常に反応心は十分あるのじゃなかろかといふふうに考へておるのであります。それらの点をにらみ合せつつ、うまく事を運んでいくのが私の責任であらう、こういふうに考へておりますので、そんなに、この点はいいとか悪いとか、そういうふうに形式的なものじやないのじやなかろうか、こういふうに考へております。

○中山福藏君 お尋ねいたしましたが、このリンパ腺体質は、これを発見するのに非常に困難であるといふことを希望をして、私の質問を終ります。

○中山福藏君 発見することは非常に困難な場合もあり得るでしょう。しかし、普通の心臓疾患、じん臓疾患に比較して、比較的むずかしいものであるといふことは申上げたのでござりますが、たゞ心臓リニアの予防接種心得の中には、「脚気、心臓または腎臓の疾患で相当の疾病的ある者及び胸腺淋巴体質の無いのある者に対する予防接種を行なつてはならない」というふうに規定してござりますが、これは、医学的に非常に専門的な問題になるかと存じますが、胸腺リンバ体質の発見の方法としましては、リンバ腺がはれておる、あるいは非常に虚弱な体質を持つておる、過去において何か注射でも受けたときに、非常にショックでもあつた。そういうふうないいろな既往症とか、それからその子供の体質、体格等を調べて、胸腺リンバ体質の疑いを持つて、ただ一般的の疾患に比べて非常に診断が、発見がむずかしいといつておられます。

○中山福藏君 お尋ねいたしましたが、この例にございます、京都のジフテリア事件が、私の承知いたしておられる、京都の事件では、一番著なるものですが、この事件にござります。ついで反対を起したわけであります。この点は、われわれとしては、将来的な指针となるつもりはあります。

○木下友輔君 世よ伝えられるようなら、それはお調べになつておりますが、厚生省では、比率はどうなつておられますか。

○木下友輔君 世よ伝えられるようなら、それはお調べになつておりますが、厚生省では、比率はどうなつておられますか。

○木下友輔君 世よ伝えられるようなら、それはお調べになつておりますが、厚生省では、比率はどうなつておられますか。

○木下友輔君 世よ伝えられるようなら、それはお調べになつておりますが、厚生省では、比率はどうなつておられますか。

○木下友輔君 世よ伝えられるようなら、それはお調べになつておりますが、厚生省では、比率はどうなつておられますか。

○木下友輔君 世よ伝えられるようなら、それはお調べになつておりますが、厚生省では、比率はどうなつておられますか。

げるのはお許しいただいて、後ほど正確なことを申し上げたいと思います。

○中山福蔵君 それから慰謝料の額、これはどれくらい今までお払いになつておるか。六十九人もいろんな人が死んだり、一人死んだり、また二人死んだりがある。国及び県においてこれを負担したということが現われておるのですが、それはどのくらいの額になっておるか、一人死亡しましたとき。

○政府委員(山口正義君) これは、年次によりましていろいろ貨幣価値が違うものでございますから、変つて行くと思うのでござりますが、京都のジテリア事件の際は一人十万円、當時の金額でございますが、これは、事件対して支払われましたのは、平均一人十万円弱でございます。もちろんこれは、なくなつた方、それから、あとの病気の軽重によつて差がつけられていけるわけでございますが、一応——こういふことはあってはいけないのでございませんけれども、その際に、大蔵省と、財政当局といろいろ折衝いたしました際に、一応のまあ基準と申しますが、目安を作つたのでござりますが、なくならぬ場合は、未成年者に対しましては二十万円以内、成年に達したものには四十万円以内といふような安心の目安を作つて、全体の額をきめて、そうしてそのなくなつた方あるいは病状の嚴重に従つて、見舞金を差し上げておる、そういうふうにしておるわけでございます。

○中山福蔵君 最後に私、厚生大臣につ

ク事件といふのがこの前起りまして、

この社労委員会でもいろいろ問題になつたわけですが、私は、この食品、いわゆる衛生食品ですね、あるいはこういう接種薬の製造業者、こういうものに対しても、一罰百戒でもつて、そういう趣旨によって、厳重にこれを処罰するということが最も必要だと思うのですが、いまのよくな、下端の事務の担当者が訴訟されたといらようですが、いまのよくな、下端の事務の担当者が訴訟されたといらようなまぬるいものではいかんと、こいつことは、全然製造を禁止するぐらいの決意をもつて、厚生当局が監督指導の任に当るということにならなければ、これは全く何でござりますよ、一番上役の連中は左うちわで、ああ死んだかということで、涼しい顔をしておるものが相当ある。こういう点について、最後に、決意を一つ伺つておきたい。

○國務大臣(堀木謙三君) 中山さん、私は、議会の答弁をいかげんにした覚えはございませんし、むしろある意味においては、私には、まじめに答弁しあるがほんとうの事実ではなかろうと思います。御意見の過ぎるほどお前は答弁しておると言われるのがほんとうの事実ではないか。従いまして、先ほどからの御質疑に答へます。私は、自分の行政、論は終局したものと認めるに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿良根登君) 御異議ないと認めます。

それでは討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお調べを願います。なお、修正意見等おありの方は、討論中にお述べを願います。

○委員長(阿良根登君) 御異議ないと認めます。

他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めるに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿良根登君) 御異議ないと認めます。

それでは、予防接種法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿良根登君) 全会一致でござります。よつて本案は、全会一致をもつて、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なた、本会議における口頭報告の内

いませんが、しかし、ともかくも、從

来よりはやかましく、これらの点につ

いて、今おっしゃいましたような行政処理及び刑事罰等につきましても、十分励行いたしますという方向に指示をいたして、私自身も、直接目を通して見ているような次第でございます。なお

今後とも一そく、その方向についてはござります。

お尋ねしておきますが、順次御署名を付することになつておりますか

から、

御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿良根登君) 御異議ないと認めます。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになつております。

本案を可とされた方は、順次御署名を願います。

多數意見者署名

勝俣 慎 横山 フク

木島 虎藏 西岡 ハル

寺本 廣作 山下 義信

山本 紹勝 片岡 文重

木下 友敬 松澤 靖介

中山 福蔵

○委員長(阿良根登君) 次に、衛生検査技師法案を議題といたします。質疑あります。

○委員長(阿良根登君) 捜査者にお尋ねをします。

○片岡文重君 捜査者にお尋ねをします。

○委員長(阿良根登君) 次に、衛生検査技師法案を議題といたします。質疑あります。

○片岡文重君 捜査者にお尋ねをします。

○委員長(阿良根登君) 次に、衛生検査技師法案を議題といたします。質疑あります。

○片岡文重君 前回の委員会における

御説明から見ると、大へんはつきりし

てきましたように思いますが、そうします

と、二点だけをお伺いしたいのです

が、第一点は、この保健所なり病院な

どに含まれております。

○片岡文重君 この「指導監督」の中には、検査技師と

しての当然の職責上取り行るべき業務

にあります。

それでは、予防接種法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案通り可決することに賛成

の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿良根登君) 全会一致でござります。よつて本案は、全会一致をもつて、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なた、本会議における口頭報告の内

から、

して厳罰主義そのものが全部だとは思

ませんが、しかし、ともかくも、從

来研究所あるいは保健所等におきま

しては、その病院の長たる医師がその指導監督をするという意味でございま

す。なお、ときによりましては、院長

のほかに、当該施設の医師の指導監督

を受けるということも含めているわけ

でございます。その他民間で設置いた

しております衛生検査所におきまして

は、その衛生検査所 자체が委嘱いた

しております医師のございました

ば、その医師の指導監督といふことでございまして、またときには、検査を依頼いたしました医師がこの検査の内容につきまして指導監督をいたすこと

も含まれております。

この指導監督といふことになりますと、

この「指導監督」の中には、検査技師と

しての当然の職責上取り行るべき業務

にあります。

それでは、この「指導監督」の中には、検査技師と

しての当然の職責上取り行るべき業務

にあります。

この「指導監督」の中には、検査技師と

しての当然の職責上取り行るべき業務

にあります。

六

地方における衛生検査所といふのは、たしか都道府県の条例に基いて設置されたおるのであって、國からの補助もきわめて薄弱であり、ことに三十三年度からは、その補助も打ち切られたのではないかと思うのです。こういう状態のもとで、この衛生検査所——今は衛生研究所といつておりますね、この衛生研究所の目的とする円満な業務の遂行は、はなはだ困難ではないかと私は思うのですが、その困難な理由の中には、予算がといふか、財政的な國の援助がはなはだ不十分であるといううそ、従つてまた、検査技術その他技術者の配置といふものが十分に行われ得ない。従つて、目的とする業務が十分に行われない、こういふことになってくると思うのですが、この際、保健所等の設置にならつて、地方の衛生研究所の設置法といふようなものを制定する御意は、厚生省としてないのか、提案をされる御意は今のところないのかどうか、お伺いしておきた

○政府委員(山口正義君) 地方衛生研究所といふ制度が、昭和二十三年に地方の衛生行政機構が確立されました際に、従来、細菌検査所あるいは衛生検査室といふものを合併をして、一つの独立した機関とした方がいいということがございましたが、若干ずつでありますけれども、厚生省として参りました。地方財政としてなかなか予算の組みにくいようなものに対するのものもとで、この衛生検査所——今は衛生研究所といつておりますね、この衛生研究所の目的とする円満な業務の遂行は、はなはだ困難ではないかと私は思うのですが、その困難な理由の中には、予算がといふか、財政的な國の援助がはなはだ不十分であるといふうそ、従つてまた、検査技術その他技術者の配置といふものが十分に行われ得ない。従つて、目的とする業務が十分に行われない、こういふことになってくると思うのですが、この際、保健所等の設置にならつて、地方の衛生研究所の設置法といふようなものを制定する御意は、厚生省としてないのか、提案をされる御意は今のところないのかどうか、お伺いしておきた

実の一つの現われは、厚生省直轄ではございませんが、科学技術庁から、放射能平和利用といふようなことに伴つて、これは全部の地方衛生研究所でございませんが、事業に対する補助をいたしておるわけでございます。今後は、そういう方向で育していくようにならつておるわけでございます。法律につきましては、この問題については、従来からいろいろな角度から検討されておつたのではござりますが、地方自体の營造物でござりますが、保健所と同じようなものにならつておるわけでございます。法律につきましては、この問題について、従来からいろいろな角角度から検討されておつたのではございませんが、事業に対する補助をいたしておるわけでございます。今後は、そういう方向で育していくようにならつておるわけでございます。法律につきましては、この問題については、従来からいろいろな角角度から検討されておつたのではございませんが、事業に対する補助をいたしておるわけでございます。今後は、そういう方向で育していくようにならつておるわけでございます。

○政府委員(山口正義君) 本法が制定されるままで、所定の研修を経ませ、国に、國としての監督なり責任の十分に持てる根拠が与えられるように、やはり立法措置は私は講すべきであると思いますので、厚生省としては、一つできるだけ早く提案をされるように希望いたしたいと思います。

それからいま一つ伺つておきたいのは、本法成立によつて、当然、衛生検査技術なるものは、國家試験による検定を受けて、相當権威ある技術者として名称を使われる方に対する給与の問題です。それで、厚生大臣の指定する国家試験によつて、その技術なり知識といふものは保障されるのですから、同種の技術者とやはり給与、待遇等の面においては、少なくとも國家機関に奉職する場合には、当然、もしくはその公立の機関に就職し、もしくは現にしておる者に対しても

あるかどかとおっしゃいますが、もう少し時日をかかっていただかなければなりませんが、先生御指摘のとおりに、さういふに、その点についてどうお考えになるのか。また決定の際には、本法が通過する。この点は、私どもも十分よく承知しておりますので、今後十分検討して、できるだけそういう線に持つていただきたい。

○片岡文重君 もう一つお尋ねしたいのですが、その前に、今的地方衛生研究所について、やはり保健所等の例とありますので、今後十分検討して、できるだけそういう線に持つていただきたい。

○片岡文重君 もう一つお尋ねしたいのですが、その前に、今的地方衛生研究所について、やはり保健所等の例とありますので、今後十分検討して、できるだけそういう線に持つていただきたい。

○片岡文重君 もう一つお尋ねしたいのですが、その前に、今的地方衛生研究所について、やはり保健所等の例とありますので、今後十分検討して、できるだけそういう線に持つていただきたい。

○片岡文重君 もう一つお尋ねしたいのですが、その前に、今的地方衛生研究所について、やはり保健所等の例とありますので、今後十分検討して、できるだけそういう線に持つていただきたい。

○衆議院議員(八田貞義君) たゞいまの御質問でござりますが、水質の検査とか、あるいは牛乳の検査とか、これももちろん、常時保健所を通してやつておるわけですが、もし衛生検査技術の方が、個人的に何か危険な状態を見つかった場合には、やはり保健所に届け出でらつて、その結果を報告する、こういふに願うことになります。

○中山福蔵君 提案者につつだけ、特

が入つておるかどうか、あるいは自宅に、何と申しますか、ミルクといふものか。また決定の際には、本法が通過する。この点は、私どもも十分よく承知しておりますので、今後十分検討して、できるだけそういう線に持つていただきたい。

○衆議院議員(八田貞義君) その場合、その法律が計上されておりません。これは、単に地方の衛生研究所に対する一般的な補助といふよりも、むしろ何か特殊な事業を通じての、國がいろいろ援助をした方がいいじゃないかといふようないふる考へで今後行つた方がいいといふような示唆もありまして、今後はそういう面に切りかえて参りたい。現

て、これが取扱いについて厚生省として何より正規に衛生検査技術としての名称を得るに至つた場合、人事院等に対し、これが取扱いについて厚生省として何より正規に衛生検査技術としての名称を得るに至つた場合、人事院等に対し

るだけそういう線に持つていただきたい。

○片岡文重君 もう一つお尋ねしたいのですが、その前に、今的地方衛生研究所について、やはり保健所等の例とありますので、今後十分検討して、できるだけそういう線に持つていただきたい。

○衆議院議員(八田貞義君) たゞいまの御質問でござりますが、水質の検査とか、あるいは牛乳の検査とか、これももちろん、常時保健所を通してやつておるわけですが、もし衛生検査技術の方が、個人的に何か危険な状態を見つかった場合には、やはり保健所に届け出でらつて、その結果を報告する、こういふに願うことになります。

○中山福蔵君 そうすると、単独行為をとつていいと、事前の検査行為に対しては、指導監督を受けんでもいい、こういふことですね。

○衆議院議員(八田貞義君) その場合は、保健所のやはり指示、監督を受け

るわけです。

○衆議院議員(八田貞義君) ちよつと提案者に御質問いたしましたが、衛生技術の仕事といふか、業務といふのは、非常に広範囲なものといたします。この第二条に掲げてあり

ます病理組織学的な検査はやはり一応できるということではないと困るのではないか。その検査のやり方について、医師の指導監督をどういう程度に考えていくかということにつきましては、医師の指導監督は、先ほどからお話をございましたように、全般的な指導監督でございまして、必要に応じては、具体的に個々に指導されるといらっしゃることもあるかと思いますが、先ほどお尋ねがございましたように、しょっちゅうつきつきりでやるというような意味ではないというふうなお話をございますので、私どもも、そういう提案者の御趣旨に沿つてこの「医師の指導監督」という文字を解釈して、そして先ほどもお答え申し上げましたようなこととか、あるいは本日お配り申し上げました資料に記載しております考え方で、行政的な運用をはかつて参りたいというふうに考えております。まあ発言をお許しいただきました機会に、まことに恐縮ではございますが、本日お配り申し上げました「医師による指導監督について」、先般山下先生から、厚生省がどういうふうに考えていいのか、資料として提出するようとにとうお言葉がございましたので、それに答えてお配り申し上げたわけですが、原則でございまして、(1)、(2)は、ごく例外的な場合でございますので、むしろ考え方をいたしましては、(3)、(4)を削除させていただいた方がいいのではないか、そういうふうに考えております。発言をお許しいただきました機会に、資料の訂正をさせていただきました

○松澤端介君 今の私に対する答弁は、答弁にならないですけれども、私は、時間の都合上よそに行かなくちゃならぬので、やめますが、なお一点お聞きしますが、放射線技師などと、あのレントゲンの写真をとったたの判定といふものは責任はないと言は考えておりますが、それと同じような、いまのむずかしいところの、高級の知識を要するところの……病理組織の標本といふようなものを作るとということの私はことであつたなら話はわかると思います。その判定といふか、診断といふか、それほどまでああいうものはやらないとも済むのだといふような意味であるならば、私は非常にいいのじやないか、放射線技師のあれの問題であつても、写真をとつてみて、いつつ空洞がどこにあるとか何とかいふ、そういうようなことをやっておらないと思います。また、やつたとしても、だれも信用されないとおもいます。そういう意味において、私はそれに関連した意味において御質問申し上げてゐるのであつて、いわゆるただ単に羅列したところのものであつて、それで衛生技師といふのがより高い身分になつたといふような、そんなあさはかなものではなくて、知識がないならないでいいと思います。そういう意味において、確かな意味の身分法といふのを制定すべきだ、ただ単にこまかし的の意味でやるような提案者であつてはいかぬじやないかという意味で私は提案者にお聞きしたのであつて、放射線技師法のような意味において、医者の監督でありますけれども、判定までしておりません。御存じと思います。

う高瀬なものはそれでいいのじやないか、結論はそういう意味なんです。それほどまでもその人たちに責任を持たせなくていいんじゃないかという意味で御質問申し上げるので、ただ一時的のごまかしにおいておっしゃられては、私は、はなはだその提案者に対しても不可解と思うので、これだけ申し上げて、私はちょっとよそにいかなくちやならぬので、失礼をいたします。

○衆議院議員(福田昌子君) 松澤先生からのお尋ねに対しまして、ちょっと御説明申し上げておきたいと思いまします。私ども提案者といたしまして、單なるごまかしで、ともかくこの法律だけを通したいという意味で書きました次第では毛頭ないのでございます。むしろ最終責任は当然医者にあるという意味におきまして、従いまして、レントゲン技師法におきましては指導という名ばかりで、監督という文句は入つておりますが、それをあえて入れましたのは、最終的には医者が責任を持つという意味で入れたのでございました。毛頭ごまかしとかいいかげんな意味で、法律だけを通すという意味で出したのではございませんので、説明させていただきます。

○木下友謙君 この二条の中に、「その他政令で定める検査」というのは、どういうことをお含みですか。

○政府委員(山口正義君) 政令でござりますので、私からお答え申し上げます。今考えておりますのは、生理学的検査で、尿、糞便、それから胃液、膿液等の定性的な検査を考えているわけでございます。

う意味ではつきり書いてあります、が、なぜ政令という言葉を使っているのか。たとえば、化学的検査とか、生理的検査とかいう、はつきりした文字がなぜ使えないのですか。同じ虫と、いふ字がついておっても、原虫と寄生虫と分けて書いてあるような綿密な記載の中で、政令ということにひつくる検査が定性だけに限るというのは、政令の考え方もどうかと思いますが、それについての御意見をお聞きいたしたいと思います。

をしなければならぬが、その中には、^{試験}化学の勉強もあるわけでしょ、科目の中には、もちろん。生化学の検査もなければならぬと思いますが、その点はつぶらりしてもらいますこと、それからもう一つは、その勉強中でも、定量の問題を入れないで、性だけに限られているように伺いましたが、なぜ定性だけか、わけがわからぬ。たとえば、一つの尿を検査する場合に、これはどうも、尿の中に糖が含まれている。どれくらい出ているかといふことの検定をやらせないのはおかしく、ようにも思ひうが、これはむしろ、きわめて簡単なことのようであるが、なぜそれをやらせる意思がないか。

になりますか。このどれを一つとつてみても、医学、医師の検査の範囲でしょ
う、従来は、薬剤師の範囲を侵すから、重なるから、それをやめたと言

う、その検査というのは、今までみ
んな医師がしておったじゃないか。重

なるからやめるといふなら、衛生技術
は、仕事はなくなつてしまふ。

○衆議院議員(八田貞義君) 今お答え
申し上げたのは、もちろん、こういっ
た衛生検査技師が行う仕事といふの
は、医師が本来業務として行う仕事な
んであります。仕事でありますのが、
衛生検査技師の方にお願いするとい
うことございまして、個々の問題を取
り上げて参りまして、先生がおつしや
いましたように、尿の中の糖の定量と
か、そろいつた個々の問題についての
いろいろな問題がござりまするが、や
はり生化学的検査といふのは、薬剤師
がやつて……そらいう、結局、定性とい
う言葉を強くお考え願いますと、い
ろいろ問題がございますが、医師が行
う検査、たとえば、尿の中の糖の定量
とか、あるいは水質の検査の場合の定
量とか、そういう場合は、もちろん衛
生検査技師の方が行われる、こう解釈
をして提案いたしておるわけでありま
す。

○政府委員(山口正義君) 私、先ほど
定性という言葉をあまり強く申し上げ
過ぎたかと存じますが、先ほど御指摘
になりましたよろ、尿の中の蛋白の
定量、定性といふ程度のこととはい
思いますが、例示的に申し
上げますれば、たとえば、ビタミンの
検査といふのは譲歩するといふよう
な、そういう考へ方もあるかもわから
ぬけれども、これは、學問的に考え
て、この条文は非常におかしいです
か、まあこの政令で定める中には

考えていないといふようなことでござ
いますので、先ほど私のお答えが行き
過ぎでございましたならば、訂正さし
ていただきたいと思います。

○木下友敬君 多分そろだらうと思
う。尿の検査の中で、たとえば蛋白が
あるということだけを報告するのか。

あるいは蛋白が〇・何%あるというこ
とを知らなくちや治療ができるわけ
なんです。それを一概に、その定性だけ
で、定量はしないといふような答弁は、
それはおかしいと思つたから……それは
間違いだらうと思つたから……それは
許しますがね。ただども、薬剤師の範囲
だからそれをよけたと、この条文
は非常におかしなものになると思う
のですよ。病理細菌学の検査といふも
の、それから生化学的の検査といふの
なものなんです。尿の検査もしなきや
ならぬし、それから、血液の検査ある
だけを脱落させて、それは薬剤師の業
務に遠慮したのだ、おかしいじやない
ですか、それは。どうしても医者の監
督とかあるいは指導といふものが書き
たければ、生化学とかいう検査も加え
ておいて、そうして薬剤師、医師の指
導監督と書く手もあるでしょ。まあ
定性といふ程度のことといふのを御発言
なつておられるのはいやだから、医師だけ
ら、一般的の臨床医師でなくて、そのと
き、造詣深い医者が指導監督するとい
うことをいたしまして、その責任の
帰趨を明らかにしたわけでございま
す。先生も御承知のように、たとえ
ば、血清の検査をして、バイダール反
応をやつてくれ。その場合に、チフス
とかパラチフとか、そらつたもの
に対する築集価だけを検査技師は報告
するわけでござります。この場合に、
その報告に従つて、医師は臨床上の診
断の上と結びつけまして、初めてそこ

よ。生化学といふものがここから抜け
るのは、歯の抜けたようなものです。

しかも私は、この医師の監督あるいは
指導といふことに、この指導の中に
は、一体いろいろの検査をする検査の
方法等に対する指導も入つてゐるかど
うかということ、テクニックの指導も
入つてゐるか。テクニックの指導監督
も入つておるか。監督の中には、常時
ついていないでもいいということであ
つたが、指導といふことにはテクニ
ックも入つてゐるか、その点もあわ
せて一つ御答弁を願いたい。

○衆議院議員(八田貞義君) 今の御質
問でございますが、「指導監督の下に」
という言葉の中には、たとえば、どの
検体をどのように検査するかの決定で
すね。あるいは検査の結果に基く当該
患者の疾患の有無、病名の決定など
は、医師の責任に属しているわけであ
ります。検査の内容自体及び菌の保有
量あるいは検査の陰性、陽性の別等の
決定は、もっぱら衛生検査技師の責任
に属するわけです。

○木下友敬君 そうすると、もし衛生
検査技師に譲りがつて、指導監督
だけを脱落させて、それは薬剤師の業
務に遠慮したのだ、おかしいじやない
ですか、それは。どうしても医者の監

督とおなじは指導といふものが書き
たければ、生化学とかいう検査も加え
ておいて、そうして薬剤師、医師の指
導監督と書く手もあるでしょ。まあ
定性といふ程度のことといふのを御発言
なつておられるのはいやだから、医師だけ
ら、一般的の臨床医師でなくて、そのと
き、造詣深い医者が指導監督するとい
うことをいたしまして、その責任の
帰趨を明らかにしたわけでございま
す。先生も御承知のように、たとえ
ば、血清の検査をして、バイダール反
応をやつてくれ。その場合に、チフス
とかパラチフとか、そらつたもの
に対する築集価だけを検査技師は報告
するわけでござります。この場合に、
その報告に従つて、医師は臨床上の診
断の上と結びつけまして、初めてそこ

えは、非医者が医師の免許を持つてい
る非常に老朽の医師の名前だけ借り
て、そして開業しているといふような
ところが現在でもたくさんございま
す。ありがちのことなんです。それ

が、こうう私立の衛生検査所といふ
ものができた場合に、医師の指導監督
が要るという意味で、この指導監督
が、こうう私立の衛生検査所といふ
ものができるときもこれで見られ
ます。だから、監督監督といふこと
であるといふようなことをはつきりし
て、他力本願じやなくて、衛

生検査技師が責任を負うべきものだ。
何を悉々として、医師が指導監督しな
ければならぬといふ主張をするのだろ
うかと思う。医者がしたかどうかわから
ぬけれども、あたかもこれで見れ
ば、衛生検査技師といふ一つのりっぱ
な技術的職業が成り立つのに、ほかか
らこれを監督しなければならぬ。なぜ
そういうことを考えるかといふこと
は、薬剤師の場合でも言えると思うの
です。

○衆議院議員(八田貞義君) 先生の御
質問の意味は、十分に私も理解してお
るのでござりますが診療に対する場
合には、診断が、必要でござります
が、診療業務の補助的な業務を衛生檢
査技師が務めるわけでござります。
ですから、すべて判断は、病名の判断で
す。あるいは決定といふのは、医師が
責任を持たなければならぬわけでござ
ります。そういう意味で、指導監督と
いうことをいたしまして、その責任の
帰趨を明らかにしたわけでございま
す。先生も御承知のように、たとえ
ば、血清の検査をして、バイダール反
応をやつてくれ。その場合に、チフス
とかパラチフとか、そらつたもの
に対する築集価だけを検査技師は報告
するわけでござります。この場合に、
その報告に従つて、医師は臨床上の診
断の上と結びつけまして、初めてそこ

の並んである中から、生化学的なもの
ならぬし、それから、血液の検査ある
だけを脱落させて、それは薬剤師の業
務に遠慮したのだ、おかしいじやない
ですか、それは。どうしても医者の監
督とかあるいは指導といふものが書き
たければ、生化学とかいう検査も加え
ておいて、そうして薬剤師、医師の指
導監督と書く手もあるでしょ。まあ
定性といふ程度のことといふのを御発言
なつておられるのはいやだから、医師だけ
ら、一般的の臨床医師でなくて、そのと
き、造詣深い医者が指導監督するとい
うことをいたしまして、その責任の
帰趨を明らかにしたわけでございま
す。先生も御承知のように、たとえ
ば、血清の検査をして、バイダール反
応をやつてくれ。その場合に、チフス
とかパラチフとか、そらつたもの
に対する築集価だけを検査技師は報告
するわけでござります。この場合に、
その報告に従つて、医師は臨床上の診
断の上と結びつけまして、初めてそこ

の並んである中から、生化学的なもの
ならぬし、それから、血液の検査ある
だけを脱落させて、それは薬剤師の業
務に遠慮したのだ、おかしいじやない
ですか、それは。どうしても医者の監
督とかあるいは指導といふものが書き
たければ、生化学とかいう検査も加え
ておいて、そうして薬剤師、医師の指
導監督と書く手もあるでしょ。まあ
定性といふ程度のことといふのを御発言
なつておられるのはいやだから、医師だけ
ら、一般的の臨床医師でなくて、そのと
き、造詣深い医者が指導監督するとい
うことをいたしまして、その責任の
帰趨を明らかにしたわけでございま
す。先生も御承知のように、たとえ
ば、血清の検査をして、バイダール反
応をやつてくれ。その場合に、チフス
とかパラチフとか、そらつたもの
に対する築集価だけを検査技師は報告
するわけでござります。この場合に、
その報告に従つて、医師は臨床上の診
断の上と結びつけまして、初めてそこ

の並んである中から、生化学的なもの
ならぬし、それから、血液の検査ある
だけを脱落させて、それは薬剤師の業
務に遠慮したのだ、おかしいじやない
ですか、それは。どうしても医者の監
督とかあるいは指導といふものが書き
たければ、生化学とかいう検査も加え
ておいて、そうして薬剤師、医師の指
導監督と書く手もあるでしょ。まあ
定性といふ程度のことといふのを御発言
なつておられるのはいやだから、医師だけ
ら、一般的の臨床医師でなくて、そのと
き、造詣深い医者が指導監督するとい
うことをいたしまして、その責任の
帰趨を明らかにしたわけでございま
す。先生も御承知のように、たとえ
ば、血清の検査をして、バイダール反
応をやつてくれ。その場合に、チフス
とかパラチフとか、そらつたもの
に対する築集価だけを検査技師は報告
するわけでござります。この場合に、
その報告に従つて、医師は臨床上の診
断の上と結びつけまして、初めてそこ

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修

正意見等おありの方は討論中にお述べを願います。

○片岡文重君 私はこの際、委員長の手元に提出いたしておきました修正案の通り本案を修正することの動議を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) ただいまの片

岡君提出の動議は成立いたしました。片岡君提出の修正案を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。よって片岡君提出の修正案を議題といたします。

○片岡文重君 最初に提出いたしました修正案を読みます。

衛生検査技師法案に対する修

正案

衛生検査技師法案の一部を次のよ

うに修正する。

附則第二項を次のように改める。

(試験に関する特例)

2 間、第十五項を次のよう改める。

一 次の各号に掲げる者は、当分の間、第十五項を次のように改める。

一 この法律の施行前に通算して二年以上、医師の指導監督の下に、衛生検査の業務に従事していいた者

二、衛生検査の業務に必要な知識及び技能を修得させる施設で

あつて、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入學することができる者又は附則第四項に規定する者であることをその入所資格とし、かつ、その修業年限が二年以上であるもの厚生大臣が指定したものに

で厚生大臣が指定したものに修業を修了した者又は当該施設においてこの法律の施行前にその課程を修了した者又は當該施設においてこの法律の施行後にその課程を修了した者

三、衛生検査の業務に必要な知識及び技能を修得させる施設で

あつて、その修業年限が一年以上であり、かつ、厚生大臣がそ

の教科の内容が充実していると認めて指定したものにおいてこ

の法律の施行前にその課程を修

了した者又は当該施設において

この法律の施行後にその課程を修了した後通算して一年以上医師の指導監督の下に、衛生検査の業務に従事し

たもの

附則第七項を附則第八項とし、附

則第三項から附則第六項までをそれ

ぞれ一項ずつ繰り下げる、附則第二項

の次に次の二項を加える。

3、衛生検査の業務に必要な知識及

び技能を修得させる施設であつ

て、学校教育法第四十七条の規定により高等学校に入学することができる者又は省令の定めるところ

によりこれと同等以上の学力があ

ると認められる者であることをそ

の入所資格とし、かつ、その修業年限が一年以上であるもののうち厚生大臣がその教科の内容が充実していると認められるもの厚生大臣が指定したものにおいて

算して五年以上、医師の指導監督の下に衛生検査の業務に従事した者は、昭和四十一年十二月三十一日までの間に限り、第十五条の規定にかかるらず、試験を受けることができる。

修正案の提案理由を御説明いたしま

す。

この法案では、付則において衛生檢

査技師の試験の特例を経過的に認めて

おるのであります。なお現在の実情

から考えて必ずしも十分でない点があ

るにかんがみまして、本法案を修正す

ることにより、受験の特例の範囲を広

げようとするのがこの修正案を提出す

る理由であります。

その内容を申し上げますと、次に述べる三つの場合についても当分の間、本則の規定にかかるらずそれぞれ試験

を受けることができることといたしました

わけであります。

第一に、衛生検査の業務に必要な知識

及び技能を修得させる施設であつて、

高等學校卒業者またはこれと同視すべ

き者であることを入所資格とし、か

第三点は、中學校卒業者または省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者であることをその入所資格とし、その修業年限が一年以上である養成施設で、厚生大臣がその教科の内容が充実していると認めて指定したものにこの法律の施行後入所した後、通算して五年以上医師の指導監督のもとに衛生検査の業務に従事した者について昭和四十一年十二月三十一日までの間に限り本則第十五条の規定の例外として受験できることといたした次第であります。

○委員長(阿具根登君) それでは、た

だいまの修正案に対し質疑のあります

方は御発言を願います。——御発言も

なければ修正案に対する質疑は尽きた

ものと認め、これより原案並びに修正案について討論に入りたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認め、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○中山福藏君 私は修正案並びに修正止

の部分を除いた原案について賛成の意

を緑風会を代表して表するものであります。

近時医学の進歩はまことに驚異に値するものであります。従つてこれに對応いたしまして、疾病の診断、治療、予防等の基礎的の資料、すなわちたとえば細菌学的な検査、あるいは血清学的な検査、あるいは病理組織学的な検査、原虫・寄生虫学的な検査等々の資料の精密周到な研究をしていただいて、そろそろしてその治療、予防に誤まりながらぬことがあります。

本法案はいまだもつて完全とは言ひません。ことに、ただいま木下委員がおっしゃいましたように、この「指導監督」という文字があるために、この一年以上である養成施設で、厚生大臣がおっしゃいましたように、この「指導監督」というものは何だか従属的な感じを私どもに与えます。しかしこれは将来に待つといたしまして、その改正補足は他日に譲るということにいたしまして、一応現下の要請にこたえたものと考えます。頗るくば本法案による資格を獲得せられた方がは、みずからその責任の重大なるを自覚せられて、ますます研さんを重ねて、社会の要請にこたえられんことを望みます。なお、後継部隊に對するところの強化育成の点につきまして十分御注意賜わりまして、将来週日医薬が二つに分れた、この分派的な精神とくら、今日いろいろ答弁を聞いておりま

すと、薬剤師会から云々、医業会から云々といふ言葉を聞くといふことは、この委員会の一員といたしまして私は非常に何と申しますか、不快と申しま

すか、考えさせられるところが多いのあります。どうかこういう点についてあります。

でも十分一つ業界の方々は御注意を賜わりまして、ますます一つ社会の要望にこたえられるようにお願いするわけであります。これをもつて私の討論を終りたいと思います。

○委員長(阿見根登君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したとのと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿見根登君) 御異議ないと認めます。

それで、これより衛生検査技師法案について採決に入ります。

まず、片岡君提出の修正案を問題に供します。片岡君提出の修正案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿見根登君) 全会一致でござります。よつて片岡君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました部分を除いた原案全部を問題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿見根登君) 全会一致でござります。よつて片岡君提出の修正案は可決されました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿見根登君) 御異議ないと認めます。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますか

ら、本案を可とされた方は、順次、御署名を願います。

多數意見署名

勝俣 総
木島 虎藏
斎藤 升
山本 錠
木下 友敬
寺本 廣作
谷口 弥三郎
西岡 ハル
片岡 義信
中山 福蔵
文重

の状況は、これも御承知の通りに、三十一年に実態調査を行いましたところ、この法律の対象となります母子世帯の数は百十五万という数字になつています。その前に行いました調査によると、いわゆる母子世帯六十九万

といふことでございまして、その両者の間に相当数の開きがございますが、これは該当のまあ対象それ自身も相当違った範囲になつておりますし、必ずしもそれだけ数があえたということにはこれはならないわけでございまして、私たちとしてはこの法律の対象となる母子世帯の数は、最近行いました百十五万世帯というのを基礎にして考へるのが至當である、かように考えておるのでございます。

この法律によりまして、御承知のように、八種類の資金の貸付を行つといふことになつておりますが、改正といふことを願います。

たしました点は、第一に、生業資金、これは母子世帯が新しい仕事を始めようというような場合におきまして、その準備等のために貸し付ける資金でございますが、その貸付の限度が従来五万円といふことになつておりました。

実際問題としまして五万円ではあまりにも少額でございまして、その成果を上げることが困難でありましたので、今回これを十万円といふことに引き上げたいという改正でござります。もちろんこれは限度でございましたから第三次は、修業資金、これは

資金の償還金の支払いを猶予すること

ができるということにして、実際問題としては、従つて、大学を出てから両者を一括して一定の期間に基いて返還をさせる、そういうふうな仕組みを開くということです。

それから第三は、修業資金、これはまあ学校ではなくて、あるいは洋裁でありますとか、その他そいつたようなことをおきまして、その資金でござりますが、二十才をこ

りに明を願います。

○政府委員(高田浩運君) まず第一に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案、児童福祉法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。これから質疑を願うのであります。政府委員から細部説

明を願います。

○委員長(阿見根登君) 次に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案、児童福祉法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。これらは質疑を願うのであります。

この法律は、御承知のように昭和二年から実施をいたしておりまして、すでに四十数億の金がこの法律に係る問題として、従來五万円限度の場合は可決されました。

以上は結果、本案は全会一致をもつて修正すべきものと譲決せられました。

なお、本会議における日頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

おるのでござります。なお、母子家庭

子供が高等学校ないし大学に行きます場合において、学資を貸し付ける、そういったことになります。それで、高等学校から大学につきましては三千円以内といふことになつております。高等学校から大学に継続をして学資を払つておきましては、これは問題ございませんが、不幸にして途中、いわば、大学の入学試験に落第をして浪人をするというような場合におきましては、法律構成上、大学に行つて、大学に行きながら高等学校で借りた修学資金の償還もなさなければならない、そういうようなことになつておつたのでございませんが、その点を改めまして、途

にあります。理屈の上では従つてこの審議会を一々開いてやれば、まあ大いに支障はないわけでござりますけれども、実際問題としては、やはりこの児童福祉審議会が開かれるまでの間、多少いわゆるため、一緒にかけるといふような仕組みになつておつたのでございました。

したし、そういうことで非常に急いで用意をいたしましたのでござります。その結果、その点を改めまして、途合においては、その高等学校分の修学資金の償還金の支払いを猶予すること

ができるということにして、実際問題としては、従つて、大学を出てから両者を一括して一定の期間に基いて返還

をさせる、そういうふうな仕組みを開くことがあります。

それから第三次は、修業資金、これは

まあ学校ではなくて、あるいは洋裁でありますとか、その他そいつたようなことをおきまして、その資金でござりますが、二十才をこ

りにいたしましたのでござります。

それからこれはそういうことで、県だけが行いますについては、十分気をつけねばならないことは、やはりなんどございませんが、必ずその次の審議会には、それを詳細報告させるといたしまして、急を要する場合におきましては、審議会の意見を開かないで、貸付を決定することができる、そういうふうにいたしたのでござります。もちろんこれはそういうことで、県だけが開かれるまでに貸付が実際に延びる、そういうようなときらいもございませんでした。その点の一つの救済方法といつたましまして、急を要する場合におきましては、審議会の意見を開かないで、貸付を決定することができる、そういうふうにいたしたのでござります。

それから第五点といつたましまして、各地方の市町村が実際問題としてありますと、その点を改めまして、二年

が行いますについでは、十分気をつけねばならないことは、やはりなんどございませんが、必ずその次の審議会には、それを詳細報告させるといたしまして、急を要する場合におきましては、審議会の意見を開かないで、貸付を決定する能够とするようになります。

それから、その次の第五点といつたましましては、償還につきまして、いわば約束に反して延滞をするという場合に

おいて、まあ違約金を取るということになつておりますが、これの利子が百円について一日四銭の割合ということになつておりますのを、ほかの国税等の例にならいまして、これを三銭に引き下げるということでございます。これが大体提出をいたしております改正法律案の内容でございます。

次に、児童福祉法の一部を改正する法律案について御説明を申し上げたいと思います。

この改正の条文は相当たくさんにわたっておりますが、内容といたしましては、この未熟児の養育についての規定を設けることが、まあ大部分を占めるわけでございまして、そのほかいろいろな、まあ大体二つのことを内容とするのでございまして、ほかのいろいろな条文は、これに関連をいたしまして、あるいは条文整理をして、あるいは字句を直す、そういうようなことでござります。

未熟児の関係について、まず、申上げますと、未熟児はお手元の資料も差し上げてあります、全体の出生児の中に、まあ未熟児と考えられるものが、大体六・六%、その数にいたしまして、約十一万を数えておりますが、これは、まあ未熟児と判定する者とのが、大体六・六%，その数にいたしまして、いわゆる未熟児と判定する者と、その数は今申し上げた通りでござります。もちろん一千五百グラム以下が、

今までおりませんけれども、大体の感じ

いたしまして、二千三百グラム以上、すなわち二千五百ないし二千三百そ

の辺のクラスにつきましては、これは

いわば未熟の程度が軽いわけでござりますから、成熟児とそろ大きな徑庭を

見ない。すなわち、手がかからないで済むというふうに考えておるのでござ

ります。その数が約四三%ぐらいに考

えておるのでござります。そして、一

番気をつけなければならないのは、大

体千八百グラム以下といふらに考

えてこの対策を立てて考へるわけ

でございまして、法律の内容といたし

ましては、二千五百グラム以下の乳児

が生まれました場合におきましては、

保護者の方から保健所長に届出をさせ

るということにいたしております。こ

れは医者に届出をさせることがいい

ぢやないか、そういうような考え方を

もちろん成り立つわけでござります

が、むこう考え方としては、これは保護

者がいわばいろいろな施設の受益者に

なるわけでございまして、その意味に

おいて、まあ未熟児と考へられるものが、大体六・六%，その数にいたしまして、いわゆる未熟児と判定する者と、その数は今申し上げた通りでござります。もちろん一千五百グラム以下が、

まあ発育その他のことを見ますと、この

保護者を訪問させて必要な指導を行

わせる。すなわち保健指導を行わせ

ます。

今申し上げましたように相当な数に

なつておりますけれども、大体の感じ

いたしまして、二千三百グラム以上、

すなわち二千五百ないし二千三百そ

の辺のクラスにつきましては、これは

いわば未熟の程度が軽いわけでござ

ります。その数が約四三%ぐらいに考

えておるのでござります。そして、一

番気をつけなければならぬのは、大

体千八百グラム以下といふらに考

えてこの対策を立てて考へるわけ

でございまして、法律の内容といたし

ましては、二千五百グラム以下の乳児

が生まれました場合におきましては、

保護者の方から保健所長に届出をさせ

るということにいたしております。こ

れは医者に届出をさせることがいい

ぢやないか、そういうような考え方を

もちろん成り立つわけでござります

が、むこう考え方としては、これは保護

者がいわばいろいろな施設の受益者に

なるわけでございまして、その意味に

おいて、まあ未熟児と考へられるものが、大体六・六%，その数にいたしまして、いわゆる未熟児と判定する者と、その数は今申し上げた通りでござります。もちろん一千五百グラム以下が、

まあ発育その他のことを見ますと、この

保護者を訪問させて必要な指導を行

わせる。すなわち保健指導を行わせ

ます。

今申し上げましたように相当な数に

なつておりますけれども、大体の感じ

いたしまして、二千三百グラム以上、

すなわち二千五百ないし二千三百そ

の辺のクラスにつきましては、これは

いわば未熟の程度が軽いわけでござ

ります。その数が約四三%ぐらいに考

えておるのでござります。そして、一

番気をつけなければならぬのは、大

体千八百グラム以下といふらに考

えてこの対策を立てて考へるわけ

でございまして、法律の内容といたし

ましては、二千五百グラム以下の乳児

が生まれました場合におきましては、

保護者の方から保健所長に届出をさせ

るということにいたしております。こ

れは医者に届出をさせることがいい

ぢやないか、そういうような考え方を

もちろん成り立つわけでござります

が、むこう考え方としては、これは保護

者がいわばいろいろな施設の受益者に

なるわけでございまして、その意味に

おいて、まあ未熟児と考へられるものが、大体六・六%，その数にいたしまして、いわゆる未熟児と判定する者と、その数は今申し上げた通りでござります。もちろん一千五百グラム以下が、

まあ発育その他のことを見ますと、この

保護者を訪問させて必要な指導を行

わせる。すなわち保健指導を行わせ

ます。

今申し上げましたように相当な数に

なつておりますけれども、大体の感じ

いたしまして、二千三百グラム以上、

すなわち二千五百ないし二千三百そ

の辺のクラスにつきましては、これは

いわば未熟の程度が軽いわけでござ

ります。その数が約四三%ぐらいに考

えておるのでござります。そして、一

番気をつけなければならぬのは、大

体千八百グラム以下といふらに考

えてこの対策を立てて考へるわけ

でございまして、法律の内容といたし

ましては、二千五百グラム以下の乳児

が生まれました場合におきましては、

保護者の方から保健所長に届出をさせ

るということにいたしております。こ

れは医者に届出をさせることがいい

ぢやないか、そういうような考え方を

もちろん成り立つわけでござります

が、むこう考え方としては、これは保護

者がいわばいろいろな施設の受益者に

なるわけでございまして、その意味に

おいて、まあ未熟児と考へられるものが、大体六・六%，その数にいたしまして、いわゆる未熟児と判定する者と、その数は今申し上げた通りでござります。もちろん一千五百グラム以下が、

まあ発育その他のことを見ますと、この

保護者を訪問させて必要な指導を行

わせる。すなわち保健指導を行わせ

ます。

今申し上げましたように相当な数に

なつておりますけれども、大体の感じ

いたしまして、二千三百グラム以上、

すなわち二千五百ないし二千三百そ

の辺のクラスにつきましては、これは

いわば未熟の程度が軽いわけでござ

ります。その数が約四三%ぐらいに考

えておるのでござります。そして、一

番気をつけなければならぬのは、大

体千八百グラム以下といふらに考

えてこの対策を立てて考へるわけ

でございまして、法律の内容といたし

ましては、二千五百グラム以下の乳児

が生まれました場合におきましては、

保護者の方から保健所長に届出をさせ

るということにいたしております。こ

れは医者に届出をさせることがいい

ぢやないか、そういうような考え方を

もちろん成り立つわけでござります

が、むこう考え方としては、これは保健

指導の費用、移送の費用とい

うふうに書いてあるのでございますが、

それは、保育器が必要な場合が相当あるわ

けでございます。これらを各家庭でそ

れぞれ持つといふことなかなか大へ

んござりますので、保健所に保育器

を備え付けまして、必要な場合に貸し

出すということも考えておるのでござ

ります。この未熟児の対策は、三十三

年度の予算に初めてこういうような形

をとつて計上されたのでございまし

て、金額といたしましては、約二千六

百万円でございまして、もちろんこれ

をもつて十分とはこれはいいかねる状

況でございまして、たとえば養育医療

の給付につきまして、この予算で予

定をいたしておるのよりも多い場合も

あります。この未熟児対策それ自体が、今、申し

上げましたように、いわば初めて充足

したわけでございまして、いろいろな

点で未熟な点もあるらかと思ひます

が、今後この施策の進展に伴いまして

これが充実をはかつて参りたいと思ひ

ます。

次に、母子保健指導につきましては、

保健所の職員をしてその未熟児

の保護者を訪問させて必要な指導を行

わせる。すなわち保健指導を行わせ

ます。

第七部 社会労働委員会議録第二十号 昭和三十三年四月八日 [参議院]

る国際水準並みにこれが低下をはかる上から言いましても、未熟児の問題をやはり手をつけていくことが非常に大切な問題ではないかといふよう

なふうに考えておるのでござります。

簡単でございますが、それだけ申し上げます。

○委員長(阿見根登君) 両案に対する質疑は、次回以後にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿見根登君) 御異議ないと認めます。

この際、参考人の出席要求についてお詣りいたします。

児童福祉法の一部を改正する法律案の審査に資するため、参考人の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じます。その人選、日時、手続等については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(阿見根登君) 御異議ないと存じます。委員長は理事と協議の上進本日は、これにて散会いたします。

午後四時三分散会

四月五日本委員会に左の案件を付託された。

1 保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休暇中における代替要員の確保に関する法律案(片岡文重君外九名登議)

保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休暇中における代替要員の確保に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、保健所又は国若しくは地方公共団体の開設する保険院若しくは診療所に勤務する保健婦、助産婦又は看護婦等が産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中における代替要員の確保に関必要な事項を定め、もつて保健婦、助産婦及び看護婦等の母体の保護を図りつつ、当該保健所又は病院若しくは診療所におけるこれら者の行う職務の正常な運営を保持することを目的とする。(代替要員の確保)

第二条 保健所又は國若しくは地方公共団体の開設する病院若しくは診療所に勤務し、かつ、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)第二条(保健婦の業務)、第三条(助産婦の業務)、第五条(看護婦の業務)に規定する業務をその職務としている保健婦、助産婦、看護婦若しくは准看護婦又はこれらの者の業務の補助をその職務としている女子が産前産後の休暇をとる場合においては、任命権者は、その休暇の期間を任用の期間とし、その者に代つて職務を行わせるに適する者を、臨時に任用しなければならない。

前項の規定による任用は、現に国家公務員又は地方公務員の職に任用されている者を、その職を保有せたまま任命する方法によつて行つてはならない。

保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休暇中における代替要員の確保に関する法律

要員の確保に関する法律

(適用除外)

第三条 前条の規定による任用については、國家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)第六十条第一項から第三項まで(臨時の任用の要件 裁判所職員臨時指置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。)及び地方公務員法(昭和二十五年法律第一百六十一号)第二十二条第二項から第五号まで(臨時の任用の要件)の規定は適用しない。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で、政令で定める。

2 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の規定により臨時的に任用される者」を「又は保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休暇中における代替要員の確保に関する法律(昭和三十三年法律第二百三十三号)第二条の規定により臨時的に任用される者」に改め

る。

第二条中「及び休職者」を「、休職者及び保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休暇中における

休職者」に改める。

第二条中「及び休職者」を「、休職者及び保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休暇中における

休職者」に改める。

第二条中「及び休職者」を「、休職者及び保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休暇中における

休職者」に改める。

第二条中「及び休職者」を「、休職者及び保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休暇中における

休職者」に改める。

第二条中「及び休職者」を「、休職者及び保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休暇中における

休職者」に改める。

4 防衛厅設置法(昭和二十九年法律第二百六十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第七条第一項中「及び非常勤の者」を「非常勤の者及び保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休暇中における代替要員の確保に関する法律(昭和三十三年法律第二百六十一号)第二十二

条第二項から第五号まで(臨時の任用の要件)の規定は適用しない。

第五条以降引揚げた者に限る。)で

あつて、引揚の直前に歯科技工法(昭和三十一年法律第二百六十八号)第二条第一項に規定する歯科技工の業務を行つていたもの又は引揚前に引き続き三年以上同法同条同項に規定する歯科技工の業務を行つていたものは、この法律(医師等の免許及び試験の特例)に規定する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二百六十九号)をいう。以下この条において同じ。)の施行後引

第三箇月以内(この法律の施行後引き揚げた者については、昭和三十五年十二月三十一日までの間にかかる。

医師等の免許及び試験の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の二を次のように改める。

第三条の二、歯科医師法第三十三条第三項又は第四項の規定に該当する者に対する歯科医師免許及び試験について、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお、試験を受けたことができる回数に限る。部

第三項又は第四項の規定に該当する者に対する歯科医師免許及び試験について、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお、試験を受けたことができる回数に限る。部

附 則

この法律は、公布の日から施行す

四 前三号に規定する賃金の二以上

上が支払われる場合には、それ

ぞについて当該各号の規定に

より計算して得た額の合算額

第一項後段の規定は、前項の規

定による特定賃金月額の計算につ

いて準用する。

労働大臣は、第一項若しくは第

二項の規定により特定賃金月額を

計算することができない場合又は

これらの規定により計算して得た

額が特定賃金月額として著しく不

適であると認める場合は、これ

らの規定にかかるらず、命令の定

めることにより、特定賃金月額

を決定することができる。

(特定賃金月額の改定)

第三十八条の十八 労働大臣は、特

定賃金月額に係る被保険者が当該

小規模事業主から継続した六ヶ月間

に支払われた賃金の総額を六で除

して得た額がその者の特定賃金月

額にくらべて著しく高低を生じた

場合は、その額により、特定賃

金月額を改定することができる。

但し、当該賃金の総額の支払の基

礎となつた月のうち、賃金の支払

の基礎となつた日数が二十日未満

である月がある場合は、この限り

でない。

特定賃金月額の改定は、当該小

規模事業主の申請又は当該被保険

者の請求により行う。

第三十八条の十六 第五項及び前

条第一項後段の規定は、特定賃金

月額の改定について準用する。

(特定賃金月額の廃止)
第三十八条の十九 労働大臣は、特

定賃金月額に係る被保険者を雇用する小規模事業主がその雇用する被保険者の二分の一以上の同意を得て申請した場合は、当該被保険者の全部について特定賃金月額の廃止を決定する。当該小規模事業主が五人以上の労働者を雇用するに至つた場合も、同様とする。

特定賃金月額は、廃止の決定があつた日の属する月の末日限り、効力を失う。

(被保険者期間の特例)

第三十八条の二十 特定賃金月額に係る被保険者については、第十四条第一項の規定にかかるらず、賃金の支払の基礎となつた日数が一日以上十一日未満の月についても、その月を一月として計算し、被保険者期間に算入する。但し、被保険者の資格の喪失のあつた月については、この限りでない。

(賃金日額の特例)

第三十八条の二十一 被保険者が離職した場合において、離職した日の属する月前の被保険者期間として計算された最後の六月(離職した日が月の末日である場合は、その月及びその前五月)の全部又は一部の月が特定賃金月額に係る月であるときは、各月につき、小規模事業主が賃金を支払つたすべての被保険者に係る特定賃金月額(支払われた賃金が被保険者の資格の喪失のあつた月に係るものであるときは、当該特定賃金月額を三十日除して得た額に当該月において得た額をその月にその者に支払われた額とみなす。但し、その月が被保険者の資格の喪失のあつた月であるときは、左に掲げた額をその月にその者に支払われた額とみなす)。

第三十八条の十六 第五項及び前

条第一項後段の規定は、特定賃金

月額の改定について準用する。

二二以上の特定賃金月額の適用を受けた場合は、それぞれについて前号の規定により計算して得た額の合算額

又は第八条第一項の認可を受けた事業主であつて、特定賃金月額に係る小規模事業主以外のものにも、被保険者として雇用され、かつ、賃金が支払われた場合は、その賃金の総額と前二号に掲げる額との合算額

前項の規定の適用を受ける者についての第十七条の二第二項の規定の適用については、当該特定賃金月額は、月、週その他一定の期間によつて定められた賃金の額とみなす。

(保険料額の特例)

第三十八条の二十二 第三十一条及び第三十四条第一項の規定の適用については、各月につき、小規模事業主が賃金を支払つたすべての被保険者に係る特定賃金月額(支払われた賃金が被保険者の資格の喪失のあつた月に係るものであるときは、当該特定賃金月額を三十日除して得た額に当該月において得た額をその月にその者に支払われた額とみなす)。

第三十八条の二十三 第二項若しくは第四項」と読み替えるものとする。

政府は、第一項の承認を受けた小規模事業主について保険料の滞納又はその他の事由により保険料の徴収に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。第一項の承認を受けた小規模事業主が五人以上の労働者を雇用するに至つたときも、同様とする。

第三十四条の二第二項の規定にあつた日の属する月の前前月以前とあるのは、「確認があつた日の属する四半期(確認があつた月が一月、四月、七月又は十月であるときは、当該月の前月の属する四半期)の前月以前」と読み替えるものとする。

前条第一項又は第四項の規定により納付する保険料に係る追徴金については、第三十四条の四第二項第二号中第三十四条第一項」とあるのは、「第三十八条の二十三第一項若しくは第四項」と読み替えるものとする。

第三項後段の規定による承認の取消があつた場合には、取消があつた日の属する四半期の保険料であつて、その取消の日の属する月以前の月に係るものについては、その月を乗じて得た額の合計額を当該小規模事業主がその雇用する被保険者のすべてに支払つた賃金の総額とみなす。

(保険料の納期の特例)

第三十八条の二十三 小規模事業主

第三十八条の二十四 前条第一項又は第四項の規定による保険料の納付については、第一項の承認を受けた小規模事業主とみなす。

八十一号)第三条の事業協同組合又は事業協同小組合その他の事業主の団体(法人でない団体で代表者又は管理人の定のないものを除く。以下同じ。)は、その構成員である第六条各号の事業主又は第八条第一項の認可を受けた事業主であつて命令の定める数以下の労働者を雇用するものの委託を受け、本章の定めるところにより、被保険者の資格の喪失の届出、保険料の納付その他の失業保険に関する事項(日雇労働被保険者に関する事項を除く。以下失業保険事務という。)を処理することができる。

事業主の団体は、前項に規定する業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。
第六条第一項の規定により、政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について失業保険事務組合の責に帰すべき事由があるときは、その限度において、当該失業保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責任を負うものとする。

政府は、前二項の規定により失業保険事務組合が納付すべき保険料その他この法律の規定による徴収金については、当該失業保険事務組合に対して第三十五条第四項の規定による処分をしてなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

(不利益取扱の禁止)
第四十六条 事業主は、労働者が第八条の規定による被保険者となることを希望し、又は第十三条の四の規定による被保険者の資格の取得の確認の請求をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱をしてはならない。

第四十九条第一項中「又は雇用していった事業主」を「若しくは雇用していった事業主」(若しくは雇用していった事業所)に改める。

第五十一条第一項中「又は雇用していった事業所」を「若しくは雇用していた事業主、失業保険事務組合又は失業保険事務組合であつた事業主の団体」に改める。

第五十五条中「法人の代表者」を「法人(法人でない失業保険事務組合により処理する失業保険事務組合を含む。以下本項において同じ。)の代表者」に、「第二条を「第三条」と読み替えるものとする。

第五十六条第一項中「又は雇用していった事業主」を「若しくは雇用していった事業所」に改める。

第五十七条第一項中「又は雇用していった事業所」を「若しくは雇用していた事業主、失業保険事務組合又は失業保険事務組合であつた事業主の団体」に改める。

(通知)
第三十八条の二十六 失業保険事務組合が処理する失業保険事務について、行政庁が当該事業主に対しことくべき被保険者の資格の喪失の確認に関する通知、保険料の納入

の告知その他の通知は、失業保険事務組合に対してするものとする。
(失業保険事務組合の責任)
第三十八条の二十七 第三十八条の二五第一項の規定による処分」を「第三十八条の二十七 第三十八条の二五第一項の規定による処分」を「第三十八条の二五第一項の委託に基づき、事業主が保険料その他この法律の規定を失業保険事務組合に交付したときには、失業保険事務組合は、その金額を交付を受けた金額の限度において、政府に対してこれらの納付の責任を負うものとする。

第三十四条の四第一項又は第三十六条第一項の規定により、政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について失業保険事務組合の責に帰すべき事由があるときは、その限度において、当該失業保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責任を負うものとする。

政府は、前二項の規定により失業保険事務組合が納付すべき保険料その他この法律の規定による徴収金については、当該失業保険事務組合に対して第三十五条第四項の規定による処分をしてなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

(不利益取扱の禁止)
第四十六条 事業主は、労働者が第八条の規定による被保険者となることを希望し、又は第十三条の四の規定による被保険者の資格の取得の確認の請求をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱をしてはならない。

第四十九条第一項中「又は雇用していった事業主」を「若しくは雇用していった事業主」(若しくは雇用していった事業所)に改める。

第五十五条中「法人の代表者」を「法人(法人でない失業保険事務組合を含む。以下本項において同じ。)の代表者」に、「第二条を「第三条」と読み替えるものとする。

第五十六条第一項中「又は雇用していった事業所」を「若しくは雇用していた事業主、失業保険事務組合又は失業保険事務組合であつた事業主の団体」に改める。

第五十七条第一項中「又は雇用していった事業所」を「若しくは雇用していた事業主、失業保険事務組合又は失業保険事務組合であつた事業主の団体」に改める。

第三十八条の二十八 失業保険事務組合は、命令の定めるところにより、その処理する失業保険事務に付するべき金額を算定する場合に付する事項を記載した帳簿を事務所に備え付けなければならない。

第四十条第一項中「又は第二十三條の二第一項の規定による処分」を「第二十三條の二第一項の規定による処分」を「第二十三條の二第一項の規定による処分」に改め、同条第三項を削る。

第三十四条の二第二項の規定による処分又は特定賃金月額に関する処分」に改め、同条第三項を削る。

第四十一条を次のように改める。
第七 第四十六条の規定に違反した場合 第五十三条の次に次の二条を加える。

第一条 この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。ただし、第三十三条第一項若しくは第四項を加え、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

第二 改正後の失業保険法(以下「新法」という。)第三十六条第四項及び第五項の規定は、この法律の公布の日の属する月以後の月の保険料について適用する。

第三 新法第三十八条の規定(国税徴収法(明治三十一年法律第二十二号)第四条ノ二から第四条ノ五まで及び第九条ノ二の規定に係る部分に限る。)は、この法律の公布の日の属する月以後の月の保険料及びこの法律について適用する。

第四 この法律の公布の日から昭和三十八年三月三十一日までの間ににおいて被保険者の資格の取得の確認があつた場合には、新法第十四条第二項、第二十条の二第四項及び第三十四条の二第二項中「三年前」とあるのは、「二年前」と読み替えるものとする。

第五 政府は、当分の間、政令で定めるところにより、新法第三十八条の二十五第一項の委託に基づき失業保険事務組合が納付すべき前年度の保険料が督促することなく完納されたとき、その他の納付の状況が著しく良好であると認めるときは、当該失業保険事務組合に対し、予算の範囲内で、報奨金を交付することができる。

昭和三十三年四月十二日印刷

昭和三十三年四月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局